

社会福祉法人速證会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人速證会の役員・評議員並びに評議員選任委員・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会・評議員会及び役員選任・解任委員の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員報酬等)

	報酬(日額)
理事会出席報酬等	6,000円

(評議員の報酬等)

2 評議員は評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

ただし、年の総額において定款に定める限度額を超える場合には、これを支給しない。

	報酬(日額)
評議員会出席報酬等	6,000円

(評議員選任・解任委員の報酬等)

3 評議員選任・解任委員は無報酬とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。

	報酬(日額)
理事長	15,000円

2 理事・監事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。

	報酬(日額)
理事・監事・評議員	10,000円

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	職員に準ずる	職員に準ずる	

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 勤務報酬については、計算期間を前月の21日から当月20日までとし当月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。
- (2) 理事会・評議員会に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
 - 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日より適用する。

この改定規程は、令和4年4月1日より適用する。

この改定規程は、令和5年7月1日より適用する。